

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(給与)</p> <p>第二条 教育長の給料は、月額九四二、七〇〇円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>1  この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の港区教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。</p> <p>2  改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p>	<p>(前略)</p> <p>(給与)</p> <p>第二条 教育長の給料は、月額九三三、六〇〇円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後略)</p>